

長崎県公立小・中学校における学級編制の基準

校 種	学 級 編 制 の 区 分	1 学級の児童 又は生徒の数
小学校	○ 同学年の児童で編制する学級 ・ 第 1 学年	30 人
	・ 第 2・3・4・5・6 学年	35 人
義務教育学校 (前期)	○ 2 の学年の児童で編制する学級	16 人
	○ 第 1 学年を含む 2 の学年の児童で編制する学級	8 人
	○ 特別支援学級	8 人
中学校	○ 同学年の生徒で編制する学級 ・ 第 1 学年	35 人
	・ 第 2・3 学年	40 人
義務教育学校 (後期)	○ 2 の学年の生徒で編制する学級	8 人
	○ 特別支援学級	8 人

※ 義務教育学校は、前・後期課程を小・中学校とする。

※ 市町教育委員会が地域や学校の実情に応じ、上表の基準によらない数学級編制を行う場合、また個別の学校について学級編制を弾力的に運用する場合においても、教職員定数の算定は上記基準により行う。

※ いわゆる飛び複式については、それを構成する一方の学年が基準の半数を超える場合は、複式を解消する。

○例 1 (小・中学校)

第 1 学年 5 人、第 3 学年 2 人の児童(生徒)数の場合、第 1 学年 5 人は複式学級編制基準 8 人の半数を超えるので、それぞれ単式学級となる。

○例 2 (小学校)

第 3 学年 4 人、第 5 学年 10 人の児童数の場合、第 5 学年 10 人は複式学級編制基準 16 人の半数を超えるので、それぞれ単式学級となる。